

東広島市民間いきいきこどもクラブ運営事業者
募集要項

令和7年6月

東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

1 事業概要

東広島市では、保護者の働き方の変化や共働き家庭の増加などにより、いきいきこどもクラブの登録児童数が増加の一途を辿り、受け入れ施設の確保が大きな課題となっています。このような課題を解消するため、学校外に民設民営いきいきこどもクラブ（以下「民間いきいきこどもクラブ。」という。）を設置し、子どもが様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実に図ります。

また、東広島市が目指す「多様な子どもに対する支援」や「子どもが安心して楽しく過ごせる居場所の提供」を実現し、子どもの放課後の遊びと生活の質の向上を図るため、民間いきいきこどもクラブを運営する事業者を募集します。

2 募集概要

(1) 事業概要

民間いきいきこどもクラブの運営を担っていただける事業者を募集します。施設の運営に関しては別紙「施設整備及び運営に関する基本的事項」を遵守してください。運営事業者として選定された事業者には、東広島市民間いきいきこどもクラブ運営補助金等を活用の上で、民間いきいきこどもクラブの運営を担っていただきます。

(2) 開設時期

令和8年4月1日

(3) 受入対象小学校区

東西条小学校区、御菌宇小学校区及び中黒瀬小学校区

(4) 募集数・定員

募集数：2施設（ただし、各校区で1施設とする。）

定員：原則として、1支援単位の定員は40名程度とする。

3 応募要件

この事業に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしている法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等）とします。ただし、応募後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有していないものとします。

また、応募時に法人格を有していない者でも応募することはできますが、その者が運営事業者を選定された場合は、「東広島市民間いきいきこどもクラブ運営事業補助金」に関する交付申請書を提出するまでに、法人化してください。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、東広島市の指名除外措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同

法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者に該当しないこと。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（5）納付すべき市区町村税を滞納していない者であること。

4 運営事業費について

民間いきいきこどもクラブを整備するにあたっては、以下の補助制度があります。本募集要項に基づく事業者の決定に際しては、当該補助制度を利用するための条件が付される場合があります。なお、当該補助制度の利用は、令和8年度東広島市の予算の成立を前提とします。

（1）施設運営経費にかかる補助

「東広島市民間いきいきこどもクラブ運営事業補助金交付要綱」等に基づき、民間いきいきこどもクラブの環境整備及び運営に対する補助を行います。

5 応募手続き

（1）事前説明・相談等

募集要項及び各様式は青少年育成課窓口で配布を行います。また、東広島市ホームページ上にも掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

併せて、本事業や運営方針に関する説明及び応募書類等の作成方法などのご相談を受け付けます。事前に電話連絡の上、日程を調整し、青少年育成課窓口までお越しください。

（2）提出書類

次の書類について、原本1部を提出してください。

①（別記様式第1号）東広島市民間いきいきこどもクラブ運営事業実施事前協議書

②（添付書類1）民間いきいきこどもクラブ実施施設の位置図

③（添付書類2）民間いきいきこどもクラブ実施施設の平面図

④（添付書類3）環境整備計画の支出根拠となる見積書等

⑤（添付書類4）法人税、消費税、地方消費税及び東広島市税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。）

⑤（添付書類5）登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。法人の場合のみ）

⑥（添付書類6）定款、寄付行為等（法人の場合のみ）

- ⑦（添付書類 7）事業経歴書（法人の場合のみ）
- ⑧（添付書類 8）履歴書又は職務経歴書（任意団体の場合のみ）

（3）質疑応答

この事業に関する質疑は「8 担当部署（事務局）」に電話または電子メールで問い合わせてください。

（4）応募書類の提出先

東広島市 教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

（5）応募書類の提出先及び提出方法

① 提出期限

令和 7 年 8 月 2 9 日（金）

（ただし、土曜・日曜及び祝日を除き、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで）

② 追加書類及び資料の提出

応募書類の提出後、追加書類及び資料の提出の指示があった場合には、次の期限までに提出してください。

令和 7 年 9 月 5 日（金）

（ただし、土曜・日曜及び祝日を除き、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで）

（6）その他

提出された書類等は返却しません。

6 運営団体の選定

（1）運営団体の選定

東広島市にて書類を審査し、運営事業者を選定します。

（2）選定基準

①一次審査

提出された事業計画が、東広島市の民間いきいきこどもクラブ整備の基本方針と一致している者を選定します。整備の基本方針は以下のとおりです。

ア 受入児童数を 4 0 名程度増加することができること。

イ 2（3）に記載する受入対象小学校区の児童を受け入れること。

ウ 開設予定場所が「土砂災害特別警戒区域」外又は「土砂災害警戒区域」外であること。

エ 児童 1 人当たりの専用区画面積が 1. 6 5 m²以上確保されていること。

オ 開設予定時間が小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業については 1 日 8 時間以上かつ小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業については 3 時間以上であること。

カ 放課後児童支援員の人数が「東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例」第10条第2項の規定を満たすこと。

キ クラブ利用料が「東広島市放課後児童健全育成事業条例」第9条第1項に定める額以下であること。

ク 小学校からクラブへ来るまでの安全確保対策がされていること。

ケ クラブでトラブルや事故等が生じた際の具体的な対応方法を確立していること。

②二次審査

一次審査で選定された者に、別紙「東広島市民間いきいきこどもクラブ運営補助事業者評価基準」の評価点による順位付けを行い、最も高い評価及び次点の評価を得た2者を選定します。

ただし、選定された2者の受入対象小学校区が重複していた場合、最も高い評価を得た者とは別の小学校区の児童を受入対象としている者の中で、最も高い評価を得た者を繰り上げて選定することとします。

(3) 選定の取消し

運営団体の選定後に、次のいずれかに該当する場合は、その選定を取消することがあります。その際の費用弁償には一切応じません。

- ① 応募要件を満たさなくなった場合
- ② 申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合
- ③ 申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選定結果に影響を与えるものと判断できる場合

(4) その他

選定にあたり、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。

7 審査結果

令和7年9月下旬に、審査結果を参加事業者全員に通知する予定です。

また、選定された事業者を東広島市ホームページに公表します。

なお、選定された事業者が辞退した場合には、次点の候補者を運営事業者へ選定し直すことがあります。

8 担当部署（事務局）

(1) 名称

東広島市教育委員会生涯学習部青少年育成課 放課後児童係

(2) 所在地

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 北館3階)

(3) 連絡先

電話：082-420-0929

FAX：082-420-0414

E-mail：hgh200929@city.higashihiroshima.lg.jp

9 運営事業者決定までの日程（予定）

この事業は、次の日程で実施する。

項番	手続き等	期限等
1	事前協議資料の提出期限	令和7年8月29日（金） 17時15分まで（必着）
2	追加資料の提出期限	令和7年9月5日（金）
3	結果通知	令和7年9月30日（火）予定